12月14日(月)面談用資料 (第3回検査制度に関する意見交換会合資料案)

2020年12月22日原子カエネルギー協議会

原子力規制検査に対する事業者意見

● 事業者意見

- ・ 検査ガイドについて改定を要望する箇所を別紙に示す。改定案は、制定前に意見交換会合にて提示してもらいたい。
- ・ 新検査制度が実運用を開始し、原子力検査を受ける中でガイドの解釈について確認したい点もあり、面談等にて確認の場を設けてもらいたい。
- 別紙

検査ガイドへの意見

以上

No	文書名			改定案			理由
	原子力安全に係る重要度評値	価に関するガイド(GI0007	′_r0)12ページ				
1							
	表2-劣化状態又はプログラムの	脆弱性により影響を受けた監視	頂域	表2-劣化状態又はプログラムの	の脆弱性により影響を受けた監視	領域	
	(✔) 適切なボックスをチェック	クすること。		(✔) 適切なボックスをチェッ	クすること。		
	<u>発生防止</u>	影響緩和	閉じ込めの維持	<u> </u>	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	
	□ A. LOCA の要因 (例、加圧 器 ヒータースリーブ、 原子炉圧 力 の要因 (例、加圧 子炉圧 力 の事	 □ 崩壊熱除去機能の劣化 □ 短期炉心冷却機能の劣化 □ 一次系例、安全注入系(PWR)、主給水系、HPCI、RCIC(BWR)、高圧系、低圧系) □ 二次系、PWRのみ例、 	注意:漏えいなど、このほかの 保CS バウンダリに関領 全ての RCS バウンダリに関領 全での RCS バウンダリに関領 を主ないた。 B. 原子に 格納容器 バリール JSLOCA に関係のの実際ののよりでは、アール、関係のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	□ A. LOCA の要因 (例、加圧 器 ヒータースリーブ、パット 1 に 力 字 容器 削	□ 崩壊熱除去機能の劣化 □ 短期炉心冷却機能の劣化 □ 一次系(例、安全注入系(PWR)、主給水系、HPCI、RCIC (BWR)、高圧系、低圧系) □ 二次系、PWR のみ例補助給水系、主給水系、主蒸気逃し弁など) □ 長期炉心冷却機能の劣化 (例 ECCS サンプ再の	注意:編えいなど、ウクリーのほかの関領 にの RCS がは、ウンダリ監視で、シグリーののでは、大きでは、大きでは、大きである。 「全すなど、ウンは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで	現状 C 項が抜けているため。その他誤記修正

	文書名	改定案	理由
l	原子力安全に係る重要度評価に関するガイド(GI0007_r0)14ページ		
表 3-安全重要度評価の附属書の選定ルート 検査指摘事項及びそれに伴う劣化状態又はプログラムの脆弱性が事業者の以下の監視領域の中に存在している場合:		表 3-安全重要度評価の附属書の選定ルート	
		検査指摘事項及びそれに伴う劣化状態又はプログラムの脆弱性が事業者の以下の監視領域の中に存在している場合:	
	1. 公衆に対する放射線安全の監視領域の場合は、附属書4 に進むこと。	1. 公衆に対する放射線安全の監視領域の場合は、附属書4 に進むこと。	
	2. 従業員に対する放射線安全の監視領域の場合は、附属書3 に進むこと。	2. 従業員に対する放射線安全の監視領域の場合は、附属書3 に進むこと。	
	3. 核燃料施設等の場合は、附属書9 に進むこと。	3. 核燃料施設等の場合は、附属書 9 に進むこと。	
	3. 発生防止、影響緩和、閉じ込めの維持又は重大事故等対処及び大規模損壊対処の監視領域の場合は、以下に進むこと。	4. 発生防止、拡大防止・影響緩和、閉じ込めの維持又は重大事故等対処及び大規模損壊対処の監視領域の場合は、以下に進むこと。	
	A からD までについて、「はい」又は「いいえ」の質問に答えること。A からD までの全ての質問に対する答えが「いい	<u>「に連むこと」。</u> A からD までについて、「はい」又は「いいえ」の質問に答えること。 A からD までの全ての質問に対する答えが「いい	
	え」の場合は、附属書1に進むこと。	え」の場合は、附属書1 に進むこと。	
	A. <u>重大事故等対処及び大規模損壊対処</u> :		
	検査結果は、プラントのあらゆる状態(運転又は停止)での重大事故等対処及び大規模損壊対処等に係る設備、機器、体制及び作業員の線量措置に関係しているか。	A. <u>重大事故等対処及び大規模損壊対処</u> : 検査 <mark>指摘事項</mark> は、プラントのあらゆる状態(運転又は停止)での重大事故等対処及び大規模損壊対処等に係る設備、機器、体制及び作業員の線量措置に関係しているか。	
	□「はい」の場合は、附属書 2 に進むこと。		
	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	
			・ 核燃料物質が原子
	B. <u>停止、燃料補給及び強制停止</u> :	B. <u>停止、燃料補給及び強制停止</u> : 	から取り出されてい
		(1) 検査指摘事項は、原子炉容器の燃料が取り出されている期間の操作、事象もしくは劣化状況に関係しているか、 燃料取扱いの問題に関係しているか、または使用済燃料プールの問題が含まれているか?	間の操作や SFP は 題は附属書 1 を原
		□ <u>「はい」の場合</u> は <u>附属書1</u> に進むこと。	ることを明確にする
		□ <u>「いいえ」の場合</u> は、以下に進むこと。	・・その他誤記修正。
	検査結果は、プラントが停止していたときの作業、操作、事象又は劣化状態に関係しているか。	(2)検査指摘事項は、プラントが停止していたときの作業、操作、事象又は劣化状態に関係しているか。	
	注:附属書6 は、燃料取替え又は強制的及び保守のための停止時において、事業者においてRHR 運転の条件が整い、	注:附属書6 は、燃料取替え又は強制的及び保守のための停止時において、事業者においてRHR 運転の条件が整い、	
	RHR 冷却が開始された時点に始まり、プラント加熱の間にRHR が確保されている時点までの期間に適用される。	RHR 冷却が開始された時点に始まり、プラント加熱の間にRHR が確保されている時点までの期間に適用される。	
	□「はい」の場合は、附属書6に進むこと。	□ □ 「はい」の場合は、附属書 6 に進むこと。	
	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	
	C. メンテナンスのリスク評価:		
	検査結果は、プラントのあらゆる状態(運転又は停止)での保守活動の実施に伴うリスクに対する事業者の評価及び 管理に 関係しているか。	検査 <mark>指摘事項</mark> は、プラントのあらゆる状態(運転又は停止)での保守活動の実施に伴うリスクに対する事業者の評価及 び 管理に関係しているか。	

No	文書名	改定案	理由
	原子力安全に係る重要度評価に関するガイド(GI0007_r0)		
3	□「はい」の場合は、附属書 7 に進むこと。 □「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	□「はい」の場合は、附属書 7 に進むこと。 □「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	
	D. <u>火災防護 :</u>	D. <u>火災防護:</u>	
	1. 検査指摘事項は、消防や消火活動等の不具合に関係しているか。	a. 検査指摘事項は、消防や消火活動等の不具合に関係しているか。	
	□「はい」の場合は、附属書1 に進むこと。	□「はい」の場合は、附属書1 に進むこと。	
	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	□「いいえ」の場合は、以下に進むこと。	
	2. 検査指摘事項は、以下事項に関係しているか。	b. 検査指摘事項は、以下事項に関係しているか。	・ 表 3 で附属書を選定
	(1) 仮置可燃焼物、仮置発火源又は高温作業による火災の発生防止及び管理統制について十分な実施を怠ったか。	(1) 仮置可燃物、仮置発火源又は高温作業による火災の発生防止及び管理統制について十分な実施を怠ったか。	することとなっているが、
	(2) 固定式の防火システム、又は、火災を封じ込める能力に影響を及ぼすか。	(2) 固定式の防火システム、又は、火災を封じ込める能力に影響を及ぼすか。	現状の記載だと全ての
	(3) 火災発生の際にプラントの安全停止状態を達成・維持する能力に影響を及ぼすか。	(3) 火災発生の際にプラントの安全停止状態を達成・維持する能力に影響を及ぼすか。	検査指摘事項に対して附属書1~8のい
	□「はい」の場合は、附属書 5 に進むこと。 □「いいえ」の場合は、附属書 1 に進むこと。	□「はい」の場合は、附属書5に進むこと。	ずれかで評価を適用す るように読めるため、ど
	□「いいえ」の場合は、附属者1に連むこと。	□「いいえ」の場合は、附属書1 に進むこと。 5. 実用発電用原子炉施設について附属書1 ~ 8 で評価できない場合、附属書9 に進むこと。	の附属書にも当てはまらない場合、附属書 9 へ進むことが表 3 から
			読めるようにする。 ・ その他誤記修正。

No 文書 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係 る運用ガイド: 8ページ 4. 定期事業者検査の報告 (1) 定期事業者検査の報告書の記載事項(第2項) 第3号の原子力施設の種類については、特に、原子力施設の一部について実施 することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原 子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施 設内の複数の発電用原子炉(号機)の設備を共用している場合において他の発電 用原子炉(号機)の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で 検査対象の原子力施設として記載を要さない。 「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を 停止する日(発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。)とす る。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の 運 転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合において は、この限りではない。 第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実 施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、 検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。 (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項(第3項) ① 定期事業者検査の計画(第1号) ○定期事業者検査に係る工程 計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、 各予定日(実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了に ついては発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。) 並びに定期事業者 検査の項目ごとの検査の実施時期(前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事 業者検査開始までに実施した検査先行実施検査)がある場合は、その旨を明示)を 記載する必要がある。 ○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。 また 定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、 その旨を記載すること。 ○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目 定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目につい て、以下の事項を記載する必要がある。 ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由(施設 管理の目標、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」とい う)で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及 び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨 ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容

を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した

事 項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、

4. 定期事業者検査の報告

改定案

(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項 (第2項)

第3号の原子力施設の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉(号機)の設備を共用している場合において他の発電用原子炉(号機)の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日(発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。)とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、 検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。

定期事業者検査報告書は第2項に基づき定期事業者検査開始前、原子炉起動前、定期事業者検査終了後に報告する必要がある。ただし、当初の報告内容から運転計画の変更を伴うような大幅な変更または修正が生じる場合は、報告書の補正が必要である。

- (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項(第3項)
- ① 定期事業者検査の計画(第1号)
- ○定期事業者検査に係る工程

計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日(実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。)並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期(前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査先行実施検査)がある場合は、その旨を明示)を記載する必要がある。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。

- ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由(施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という)で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等)
- ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及 び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨
- ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容 を変更するものか否か
- ○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前

定期事業者検査報告書は法令に基づき定期事業者検査開始前,原子炉起動前,定期事業者検査を定期事業者検査をである。一方,上記以外のタイミングであっても,例えば、運転計画を変更がある際には,定期事業者検査報告書の補正をした実績があるが,運用について規制文書での明示が必要である。

理由